

特定商取引法専門調査会の意見

2015年4月27日

村 千鶴子

4月28日の調査会は欠席いたしますので、意見を書面で提出いたします。

第1 訪問販売・電話勧誘販売について、消費者から自発的に要請がある場合を除いて、訪問勧誘及び電話勧誘は禁止すべきであると考えます。

<理由>

・前回の訪問販売の改正以後、訪問販売の被害は減少傾向ですが、高齢者の被害は増加しており、年齢別の被害状況を見ると突出した被害となっています。

電話勧誘販売による被害は大きく増加傾向にあります。高齢者の被害が突出して多くなっています。

国民生活動向調査などによると、消費者からの行政機関への相談の割合は、3%に満たないのが現状ですが、高齢者の場合には、自分から行政窓口へ相談する割合は低く、高齢者の場合の相談の割合は平均的な相談割合よりも低いことが推測できます。高齢者被害は深刻な事態となっていると受け止めるべきです。

・この被害の実状は、高齢者にとっては自宅にいても安心して生活できないようになってきていることを示すものだと思います。自宅は、安心して生活することができる場所であるのは当然であり、自宅における安心な生活が脅かされるということはあってはならないことだと思います。

・政府は、認知症・要介護状態の高齢者について施設介護から地域での生活に戻して在宅介護でケアするよう介護保険制度を見直しました。これらに対応するためには、安心して地域で生活できること、自宅が安心して生活出来る環境であることを保障していくことが重要です。

・交渉力の格差や情報等の格差が大きいため、訪問勧誘や電話勧誘を毅然と断わるなどの自己防衛力の低下傾向にある高齢者の被害を防止できない現状の制度では、不十分です。

・高齢者が被害に遭い、不必要な商品やサービスなどを購入させられ財産を収奪されると、本当に生活に必要な商品やサービスを購入することができなくなります。これは、高齢者の生活が脅かされるということであるばかりでなく、生活のために必要な良いサービスや商品を開発・製造・販売する事業者の発展が阻害されることも意味します。

経済の発展の観点から見ても、現状には大きな問題があると考えます。

第2 仮に第1の方針を取ることが難しいとしても、せめて消費者が訪問勧誘・電話勧誘を拒絶している場合には、これらをするを禁止すべきです。

・現行法では、交渉力格差が大きく「きっぱり断れない」消費者は被害に遭うことになってしまいます。

さらに、訪問販売についての行政処分事例を見ると、悪質業者は、氏名等の明示や再勧誘の禁止などの規制に反する行為をしています。

現行の規制は、十分な機能を果たしていないことがわかります。

・ 反戦どうのポスティングについて、最高裁判所は関係者以外立ち入り禁止としている官舎内のポストにいれるために敷地に立ち入る行為を住居侵入罪に該当すると判断しました。

同様に、「関係者以外お断り」「セールスお断り」と明示している場合には、敷地内に入ることには住居侵入罪に該当するはずですし、セールスマンが消費者に対して接触を強いることは、敷地への立入以上に生活への侵襲度は大きいものであり、禁止すべきことは当然であると考えます。

電話勧誘による私生活への侵襲も同様であると考えます。

以上